

議員の派遣について（大阪市会代表団）

平成30年5月29日

地方自治法第100条第13項及び大阪市会会議規則第92条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

大阪・シカゴ姉妹都市提携45周年記念大阪市会代表団

(1) 派遣目的

大阪・シカゴ姉妹都市提携45周年記念行事への出席、交流事業の実施、シカゴ市議会親善訪問、シカゴ市における諸施策の都市行政調査

(2) 派遣場所

シカゴ市

(3) 派遣期間

平成30年6月5日から平成30年6月12日まで

(4) 派遣議員

角谷庄一
辻淳子
北野妙子
土岐恭生
井上浩

[参照]

○地方自治法第100条第13項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

○大阪市会会議規則第92条

法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあるときは、議長において議員の派遣を決定することができる。